

四半期報告書

(第13期第1四半期)

自 平成23年1月1日

至 平成23年3月31日

アンジェス MG株式会社

大阪府茨木市彩都あさぎ七丁目7番15号

彩都バイオインキュベータ4階

目 次

頁

表 紙

第一部 企業情報

第1 企業の概況

1 主要な経営指標等の推移	2
2 事業の内容	3
3 関係会社の状況	3
4 従業員の状況	3

第2 事業の状況

1 生産、受注及び販売の状況	4
2 事業等のリスク	5
3 経営上の重要な契約等	5
4 財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析	5

第3 設備の状況

10

第4 提出会社の状況

1 株式等の状況

(1) 株式の総数等	11
(2) 新株予約権等の状況	12
(3) 行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等	20
(4) ライツプランの内容	20
(5) 発行済株式総数、資本金等の推移	20
(6) 大株主の状況	20
(7) 議決権の状況	21

2 株価の推移

21

3 役員の状況

21

第5 経理の状況

22

1 四半期連結財務諸表

(1) 四半期連結貸借対照表	23
(2) 四半期連結損益計算書	25
(3) 四半期連結キャッシュ・フロー計算書	26

2 その他

33

第二部 提出会社の保証会社等の情報

34

[四半期レビュー報告書]

【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成23年5月2日
【四半期会計期間】	第13期第1四半期（自 平成23年1月1日 至 平成23年3月31日）
【会社名】	アンジェスMG株式会社
【英訳名】	AnGes MG, Inc.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 山田 英
【本店の所在の場所】	大阪府茨木市彩都あさぎ七丁目7番15号 彩都バイオインキュベータ4階
【電話番号】	072-643-3590
【事務連絡者氏名】	経理部長 西島雄一
【最寄りの連絡場所】	東京都港区芝五丁目20番14号 三田鈴木ビル5階
【電話番号】	03-5730-2753
【事務連絡者氏名】	経理部長 西島雄一
【縦覧に供する場所】	アンジェスMG株式会社 東京支社 （東京都港区芝五丁目20番14号 三田鈴木ビル5階） 株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号）

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

連結経営指標等

回次	第12期 第1四半期連結 累計(会計)期間	第13期 第1四半期連結 累計(会計)期間	第12期
会計期間	自 平成22年1月1日 至 平成22年3月31日	自 平成23年1月1日 至 平成23年3月31日	自 平成22年1月1日 至 平成22年12月31日
事業収益 (千円)	75,085	70,590	286,915
経常損失 (千円)	432,691	356,038	1,911,498
四半期(当期)純損失 (千円)	444,265	373,891	1,967,217
純資産額 (千円)	6,096,880	4,451,615	4,287,984
総資産額 (千円)	6,856,879	5,138,898	5,004,474
1株当たり純資産額 (円)	50,720円14銭	35,258円26銭	35,019円99銭
1株当たり四半期(当期)純損失 (円)	3,765円25銭	3,121円51銭	16,668円71銭
潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益 (円)	—	—	—
自己資本比率 (%)	87.3	83.6	82.7
営業活動によるキャッシュ・フロー (千円)	△349,515	△373,976	△1,842,885
投資活動によるキャッシュ・フロー (千円)	978,843	△22,838	952,341
財務活動によるキャッシュ・フロー (千円)	—	351,859	11,929
現金及び現金同等物の四半期末(期末)残高 (千円)	3,679,718	2,110,552	2,152,335
従業員数 (名)	80	73	76

(注) 1 事業収益には消費税等は含まれておりません。

2 潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益については、ストック・オプション制度導入に伴う新株引受権及び新株予約権残高がありますが、1株当たり四半期(当期)純損失が計上されているため記載しておりません。

2【事業の内容】

当第1四半期連結会計期間において、当社グループ（当社及び当社の関係会社）において営まれている事業の内容に重要な変更はありません。

また、主要な関係会社についても異動はありません。

3【関係会社の状況】

当第1四半期連結会計期間において、重要な関係会社の異動はありません。

4【従業員の状況】

(1) 連結会社における状況

平成23年3月31日現在

従業員数（名）	73(9)
---------	-------

(注) 従業員数は、就業人員であり、臨時雇用者数は、当第1四半期連結会計期間の平均人員を（ ）に外数に記載しております。

(2) 提出会社の状況

平成23年3月31日現在

従業員数（名）	60(5)
---------	-------

(注) 従業員数は、当社から他社への出向者を除く就業人員であり、臨時雇用者数は、当第1四半期会計期間の平均人員を（ ）に外数に記載しております。

第2【事業の状況】

1【生産、受注及び販売の状況】

(1) 生産実績

当第1四半期連結会計期間における生産実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	生産高（千円）	前年同期比（％）
医薬品	71,343	—
合計	71,343	—

- (注) 1 金額は、販売価格によっております。
2 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

(2) 受注実績

当第1四半期連結会計期間における受注実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	受注高（千円）	前年同期比（％）	受注残高（千円）	前年同期比（％）
医薬品	34,868	—	—	—
合計	34,868	—	—	—

- (注) 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

(3) 販売実績

当第1四半期連結会計期間における販売実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	販売高（千円）	前年同期比（％）
医薬品	70,590	—
合計	70,590	—

- (注) 1 主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合

相手先	前第1四半期連結会計期間		当第1四半期連結会計期間	
	販売高（千円）	割合（％）	販売高（千円）	割合（％）
第一三共株式会社	39,742	52.9	35,067	49.7
アルフレッサ株式会社	15,892	21.2	17,790	25.2
成和産業株式会社	18,501	24.6	17,078	24.2

- 2 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

2【事業等のリスク】

当第1四半期連結会計期間において、財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の異常な変動等又は、前事業年度の有価証券報告書に記載した「事業等のリスク」について重要な変動はありません。

3【経営上の重要な契約等】

当第1四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等は行われておりません。

4【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1) 経営成績の分析

当第1四半期連結会計期間において当社グループ（当社及び連結子会社3社）では、遺伝子医薬品の研究開発を進めるとともに、新たな提携候補先との契約交渉を行うなど、事業の拡大を図ってきました。

当第1四半期連結会計期間の事業収益は70百万円（前年同期比4百万円（△6.0%）の減収）となりました。当社グループでは、医薬品事業において、虚血性疾患治療剤「コラテジェン®」（HGF遺伝子治療薬）につき、提携企業からの開発協力金を事業収益として計上しております。また、ムコ多糖症VI型治療薬「ナグラザイム®」の販売収入につきましても、医薬品事業の事業収益に加えております。さらに、HVJ-E非ウィルス性ベクター遺伝子機能解析用キットや、NF-κBデコイオリゴを含むデコイ型核酸医薬に関して、提携企業より、これら研究用試薬の販売額の一定率をロイヤリティとして受け入れ、事業収益に計上しております。

当第1四半期連結会計期間における事業費用は、7億円（前年同期比1億17百万円（+20.2%）の増加）となりました。内訳は、売上原価が15百万円（前年同期比0百万円（△3.0%）の減少）、研究開発費4億94百万円（前年同期比1億17百万円（+31.0%）の増加）、販売管理費は1億90百万円（前年同期比1百万円（+0.6%）の増加）です。事業費用増加の主な要因は、PTAバルーンカテーテルの開発の進展に伴う外注費の増加によるものです。なお、研究開発の詳細は後述の「(5) 研究開発活動」をご覧ください。

以上の結果、当第1四半期連結会計期間の営業損失は6億29百万円（前年同期の営業損失は5億7百万円）となり、前年同期より1億22百万円の損失拡大となりました。

当第1四半期連結会計期間の経常損失は3億56百万円（前年同期の経常損失は4億32百万円）となり、前年同期より76百万円の損失減少となりました。これは、主にNEDO（独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構）及び特定非営利活動法人近畿バイオインダストリー振興会議からの開発助成金収入の増加によるものです。

当第1四半期連結会計期間の四半期純損失は、3億73百万円（前年同期の四半期純損失は4億44百万円）となっております。また、特別損失として、主に資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額11百万円を計上しております。

(2) 財政状態の分析

当第1四半期連結会計期間末の総資産は51億38百万円（前連結会計年度末比1億34百万円の増加）となりました。流動資産は、41億2百万円（前連結会計年度末比40百万円の減少）となっております。ナグラザイム®の商品在庫が95百万円増加しましたが、主に当四半期事業費用への充当により現預金が41百万円、研究開発の進捗により前渡金が49百万円減少しました。一方、固定資産は、10億36百万円（前連結会計年度末比1億75百万円の増加）となりました。保有する株式の市場価格の上昇に伴い、投資有価証券が1億76百万円増加しております。

当第1四半期連結会計期間末の負債は6億87百万円（前連結会計年度末比29百万円の減少）となりました。内訳は流動負債6億70百万円（前連結会計年度末比45百万円の減少）、固定負債16百万円（前連結会計年度末比16百万円の増加）となっております。主にナグラザイム®の仕入により買掛金が56百万円増加した一方、研究開発の進捗に伴う前受金の減少が57百万円発生しております。

純資産は44億51百万円（前連結会計年度末比1億63百万円の増加）となりました。四半期純損失の発生に伴い利益剰余金が3億73百万円減少しておりますが、塩野義製薬株式会社を割当先とする新株式の発行等に伴い、資本金及び資本準備金がそれぞれ1億76百万円増加し、また、保有する株式の市場価格の上昇に伴いその他有価証券評価差額金が1億76百万円増加しております。

(3) キャッシュ・フローの状況

当第1四半期連結会計期間末における現金及び現金同等物は、前連結会計年度末に比べ41百万円減少し、21億10百万円となりました。当第1四半期連結会計期間のキャッシュ・フローの状況は次のとおりです。

営業活動の結果使用した資金は、3億73百万円（前年同期は3億49百万円の資金の使用）となりました。税金等調整前四半期純損失が70百万円縮小しましたが、前受金の増減額が73百万円減少し、前年同期より使用した資金は24百万円増加しております。

投資活動の結果使用した資金は、22百万円（前年同期は9億78百万円の資金の獲得）となりました。前年同期と比較して、有価証券の取得による支出が2億2百万円減少した一方、有価証券の償還による収入が8億円減少し、

定期預金の払戻による収入5億円がなくなったため、前年同期より10億1百万円の収入減少となりました。

財務活動の結果獲得した資金は3億51百万円となりました（前年同期は一円の資金の獲得）。塩野義製薬株式会社を割当先とする新株式の発行等に伴い、株式の発行による収入が3億51百万円発生しております。

(4) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第1四半期連結会計期間において、当社グループの事業上及び財務上の対処すべき課題に重要な変更、及び新たに生じた課題はありません。

なお、当社は財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針を定めており、その内容（会社法施行規則第118条第3号に掲げる事項）は次のとおりです。

① 基本方針

当社は、財務及び事業の方針の決定を支配する者は、当社の企業使命及び企業価値を理解し、当社の企業価値を中長期的に向上させる者でなければならないと考えております。

また、当社は、公開会社である以上、当社株式の取引は、株主、投資家の自由意思に委ねるのが原則であり、大規模買付行為がなされた場合においても、これに応じて当社株式の売却を行うか否かは、最終的には当社株主の皆様の判断に委ねられるべきものであると考えております。

しかしながら、大規模買付の手法によっては、株主の皆様が当該買付に応じるか否かについて検討するための十分な情報、機会を与えられることのないまま、やむなく買付に応じるという判断を行わざるを得ない状況が生じる可能性が否定できません。とりわけ当社は、難病の患者様に対する新薬開発を企業使命としており、患者様の生命や健康に直結する事業を進めていること、世界の先進国でもまだ商品化されていない遺伝子治療薬の研究開発を事業領域としていることから、その経営においては高い倫理観と遺伝子治療薬開発をはじめとするバイオテクノロジーに関する専門的な知識・ノウハウ等が要求されております。

従いまして、当社は、大規模買付行為がなされる場合に、株主の皆様を提供される情報、検討機会を確保するための相当かつ適切な対応をとることが必要であると考えております。

② 基本方針実現に資する具体的な取り組み

(a) 基本方針の実現に資する特別な取り組み

当社は、当社の企業価値を維持、向上させ、投資家の皆様に長期的に当社に投資を継続していただくために、中期経営計画に基づき、現状の各プロジェクトの開発を着実に進め、事業化を進めるとともに、開発ポートフォリオの充実のため、他社との提携も含めた新規プロジェクトの立ち上げを検討し、進めてまいります。

(b) 基本方針に照らして不適切な者による支配を防止するための取り組み

当社は、平成19年3月30日開催の当社定時株主総会に、その導入について承認された当社株式の大規模な買付行為に関する対応方針（以下、「本プラン」）の継続について平成23年3月30日開催の当社定時株主総会にて承認を得ております。

本プランは、大規模買付者が従うべき大規模買付ルールと、大規模買付行為に対して当社が取りうる対応方針から構成されております。大規模買付ルールの内容は、特定株主グループの議決権割合が20%以上となる当社株券等の買付行為（以下、かかる買付行為を「大規模買付行為」、かかる買付行為を行う者を「大規模買付者」）を行うおとする者に対し、(a)大規模買付の目的、方法及び内容、大規模買付後の事業計画等についての情報提供と、(b)当社取締役会による適切な評価期間（90日）の確保を要請するものです。当社取締役会は、評価期間中、外部専門家等の助言を受けながら、提供された情報を十分に評価・検討し、当社取締役会としての意見を慎重にとりまとめ、適切と判断する時点で公表します。また、必要に応じ、大規模買付者との間で大規模買付行為に関する条件改善について交渉し、当社取締役会として当社株主の皆様に対し代替案を提示することもあります。

大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しなかった場合には、具体的な買付方法の如何にかかわらず、当社取締役会は、当社及び当社株主全体の利益を守ることを目的として、対抗措置（新株予約権の無償割当て）を決議することができるものとします。対抗措置の発動は、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しない場合に限定されるため、当社取締役会の恣意的な判断に依存するものではありません。

対抗措置としての新株予約権の無償割当ては、具体的には、一定の基準日現在の株主に対し、その所有株式1株につき1個の割合で新株予約権を割り当てるものです。新株予約権には、大規模買付者を含む特定の株主グループによる権利行使が認められないという行使条件を付し、当社が大規模買付者を含む特定の株主グループ以外の株主の皆様から当社株式と引き換えに新株予約権を取得する取得条件を付しています。

本プランの導入後であっても対抗措置が発動されない限り、株主及び投資家の皆様に直接具体的な影響が生じることはありません。一方、対抗措置が発動された場合、大規模買付ルールを遵守しない大規模買付者においては、その持株比率が低下し、自己の持株の価値が減少する（いわゆる「希釈化」）という不利益を受けることとなります。また、この場合、新株予約権の無償割当てが実施され、当社が大規模買付者以外の株主の皆様から当社株式と引き換えに新株予約権を取得した場合には、大規模買付者以外の株主の皆様は、新株予約権の行使なしで当社株式を受領することとなります。当社取締役会が対抗措置の発動を決定した場合には、適時適切な開示を行います。

本プランの有効期間は、平成23年開催の定時株主総会にて継続のご承認をいただきましたことから、平成23年開催の定時株主総会の日から平成24年開催の定時株主総会の日までとなっております。また、本プランを継続するか否かについては、平成24年開催の定時株主総会にて審議、決定することとし、以後も同様となっております。なお、本プランの有効期間満了前であっても、当社株主総会又は当社取締役会は、本プランを廃止することができ、この場合、当該決議が行われた日をもって本プランは廃止されるものとします。また、当社取締役会は、本プランの有効期間中であっても、株主総会決議の趣旨に反しない限度で本プランを修正し、又は変更することができるものとします。当社は、本プランの変更又は廃止の決議がなされた場合には、変更の内容又は廃止について速やかに情報開示します。

なお、本プランの詳細は平成21年2月23日付で「大規模買付行為への対応方針（買収防衛策）の継続および修正に関するお知らせ」として公表されております。

③ 具体的な取り組みに対する取締役会の判断及びその理由

上記②(b)の取り組みは、当社の企業価値を持続的に向上させるためのものであり、また、上記②(b)の本プランは、株主全体の利益を保護するという観点から、株主の皆様提供される情報、検討機会を十分に確保する目的とするものであり、対抗措置の発動は、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しない場合に限定されるため、当社取締役会の恣意的な判断に依存するものではなく、当社取締役の地位の維持を目的とするものでもないことから、上記①の基本方針に沿い、当社株主全体の利益に合致するものと考えております。

(5) 研究開発活動

当社グループの、当第1四半期連結会計期間における研究開発費は494百万円であり以下のプロジェクトを中心に研究開発を進めてまいりました。

虚血性疾患治療剤「コラテジェン®」（HGF遺伝子治療薬）については、重症虚血肢を有する閉塞性動脈硬化症及びバージャー病を適応症として、国内において製造販売承認申請を行い、承認審査機関である独立行政法人医薬品医療機器総合機構（PMDA）との協議を重ねてまいりました。その結果、国内第Ⅲ相試験において本剤の有効性は確認できたものの、当社の求める適応の承認取得には更なる臨床データの集積が必要との結論に至ったことから、平成22年9月に一旦承認申請を取り下げ、必要な追加試験の実施後に再申請することに決定いたしました。現在、当社ではコラテジェン®の海外での承認取得を目的とした国際共同第Ⅲ相試験の準備を進めており、本試験は既に米国FDA（米国食品医薬品局）よりSPA（Special Protocol Assessment、特別プロトコル査定）を取得しております。加えて、平成22年9月には米国FDAからFast Track指定を取得いたしました。今後、日本もこの国際共同第Ⅲ相試験に参加することで、日本においても最短かつ確実に承認を取得することを目指します。

また、コラテジェン®による血管新生療法は平成22年10月に米国財務省によるQTDP（Qualifying Therapeutic Discovery Project）に採択されました。QTDPとは、小規模の企業を対象として革新的な治療法の発見に関する開発費への税額控除あるいは助成金を支給する米国の新しい制度です。

現在、国際共同第Ⅲ相臨床試験を実施する為のパートナー候補との提携交渉を進めており、提携が決定次第、試験を開始したいと考えております。

NF- κ Bデコイオリゴについては、平成22年12月27日に塩野義製薬株式会社との間でNF- κ Bデコイオリゴのアトピー性皮膚炎適応に関する共同開発及び全世界における独占的な販売権許諾に合意致しました。本契約においての許諾対象はアトピー性皮膚炎に限らず、欧米に患者数の多い尋常性乾癬など、外用剤により治療する皮膚疾患全般が含まれております。現在、本提携を軸に、NF- κ Bデコイオリゴの皮膚科領域の開発を進めています。

また、平成23年3月31日に、NF- κ Bデコイオリゴを使用した外用剤の皮膚浸透性を一層改善することが可能となる製剤技術を株式会社メドレックスより導入いたしました。この技術によりNF- κ Bデコイオリゴの皮膚透過性を従来の軟膏製剤と比べ数十倍程度向上することが可能となり、より広範囲の炎症性皮膚疾患への応用が期待されます。

さらに、NF- κ Bデコイオリゴの次世代型として株式会社ジーンデザイン、ホソカワミクロン株式会社及び大阪大学との間において、新規構造を有する核酸ハイブリッドデコイにより難治性炎症性疾患に対する医薬品開発を目指す産学4者共同研究開発を進めております。

NF- κ BデコイオリゴをPTAバルーンカテーテルの外表面に塗布した新世代医療機器の開発は、メディキット株式会社、ホソカワミクロン株式会社と共同研究を行いながら臨床試験に必要な各種試験を行っており、平成23年2月までNEDO（独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構）の助成のもと、臨床試験開始に必要な大半の非臨床試験を実施いたしました。平成22年12月24日にはホソカワミクロン株式会社と共同出願していた本製品に塗布する製剤の特許が日本および米国において成立しました。また、平成23年3月10日にメディキット株式会社と本製品の治験に向け、両社の役割と商業化の条件を明確にするため開発製造販売に関する基本合意を締結しております。このカテーテルはNF- κ Bデコイオリゴの血管炎症抑制作用により、透析シャントなど末梢の血管内治療において高いアンメットニーズである血管の再狭窄の発生率を低く抑えることが可能となるため、血管内治療の再処置や外科

的バイパス手術の回避が可能になり、患者負担の軽減や患者QOLの向上が期待されます。

抗菌作用を有する機能性ペプチド「キュアペプチン®」を応用した新製品開発に関しては、平成21年4月より森下仁丹株式会社と共同で研究を実施しており、同社の傷あて材などのヘルスケア分野における強みを生かして、今後も応用製品の共同研究を進めてまいります。

子会社ジェノメディア株式会社は、GEN0101について株式会社TSD Japanに前立腺癌分野におけるライセンス契約を締結しており、これまでに前臨床試験データの取得をほぼ完了しております。また、平成22年5月におきなわ新産業創出研究開発支援事業（財団法人沖縄県産業振興公社）に「ニードルレス注射器を用いたパンデミックインフルエンザに対する高性能DNAワクチンの開発」が採択され、ブタインフルエンザを予防する家畜用DNAワクチンの研究開発に取り組んでおります。

転移性メラノーマ（悪性黒色腫）治療薬Allovectin-7については、提携先の米国バイカル社と米国FDAとの間でSPA合意に基づく第Ⅲ相試験として、米国、欧州を中心とした15カ国の国際共同治験を実施中で、平成22年1月に目標症例登録を終了し、2月に全症例登録を完了致しました。試験は予定通り順調に進んでおり、平成22年9月には本製品の開発を進めているバイカル社が米国FDAからFast Track指定を取得いたしました。転移性メラノーマは進行が早く生存率が低い難病ですが、既存薬は治療効果が低く副作用が強いことから、より有効で安全性に優れた治療薬が求められております。Allovectin-7は、免疫の賦活化（活性化誘導）により腫瘍細胞を直接攻撃して除去する新しいメカニズムの免疫誘導型の癌治療ワクチンであり、安全性、有効性ともに既存薬を上回る新薬として期待されております。

医薬品開発の状況

(自作品)

区分	製品名／プロジェクト	適応症	地域	開発段階	主な提携先
医薬品	コラテジェン® (HGF遺伝子治療薬)	重症下肢虚血（閉塞性 動脈硬化症及びバージ ャー病）	日本	第Ⅲ相準備中	第一三共株式会社 (販売権供与)
			欧米		未定
		虚血性心疾患	日本	臨床準備中	第一三共株式会社 (販売権供与)
			米国	第Ⅰ相	未定
	パーキンソン病		前臨床	未定	
	NF-κBデコイオリゴ	アトピー性皮膚炎	日本	第Ⅱ相*	塩野義製薬株式会社 (開発販売権供与)
欧米			前臨床*		
医療機器	薬剤塗布型 PTAバルーン カテーテル	血管再狭窄予防		臨床準備中	メディキット株式会社 ホソカワミクロン株式会社 (共同研究)
	機能性ペプチド	創傷		応用研究中	森下仁丹株式会社 (共同研究)

* なお、NF-κBデコイオリゴの今後の開発戦略については塩野義製薬と協議中であります。

(提携開発品)

区分	製品名／プロジェクト	適応症	地域	開発段階	開発企業	当社の権利
医薬品	Allovetin-7 (遺伝子治療薬)	悪性黒色腫 (メラノーマ)	欧米	第Ⅲ相	バイカル 社(米)	米国等売上高に対す るロイヤリティ受取 権、アジアの開発販 売権

(連結子会社ジェノメディア株式会社の開発品)

区分	開発コード	適応症	地域	開発段階	主な提携先
医薬品	GEN0101	前立腺癌	日本	前臨床	株式会社TSD Japan (製造開発販売権供与)

第3【設備の状況】

(1) 主要な設備の状況

当第1四半期連結会計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。

(2) 設備の新設、除却等の計画

当第1四半期連結会計期間において、前連結会計年度末に計画中であった重要な設備の新設、除却等について、重要な変更並びに重要な設備計画の完了はありません。

また、当第1四半期連結会計期間において、新たに確定した重要な設備の新設、除却等はありません。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

①【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	370,464
計	370,464

②【発行済株式】

種類	第1四半期会計期間末現在発行数(株) (平成23年3月31日)	提出日現在発行数(株) (平成23年5月2日)	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	121,918	121,998	東京証券取引所 マザーズ市場	(注) 1
計	121,918	121,998	—	—

(注) 1 完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定の無い当社における標準となる株式であります。なお、当社は単元株制度を採用しておりませんので、単元株式数は記載しておりません。

(2)【新株予約権等の状況】

① 旧商法第280条ノ19及び新事業創出促進法第11条の5に基づく特別決議による新株引受権

株主総会の特別決議日(平成13年8月3日)	
	第1四半期会計期間末現在 (平成23年3月31日)
新株予約権の数(個)	—
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	① 40 ② 1,403 (注) 1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり50,000 (注) 2
新株予約権の行使期間	① 平成14年6月1日～平成23年6月30日 ② 平成15年8月5日～平成23年6月30日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 50,000 資本組入額 25,000
新株予約権の行使の条件	被付与者が取締役又は使用人の地位を失った場合は原則として権利行使不能。その他、細目については当社と付与対象者との間で締結する「新株引受権付与契約」に定める。
新株予約権の譲渡に関する事項	権利の譲渡及び担保権の設定の禁止
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

株主総会の特別決議日（平成14年 1 月31日）	
	第 1 四半期会計期間末現在 （平成23年 3 月31日）
新株予約権の数（個）	—
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数（株）	483 （注） 1
新株予約権の行使時の払込金額（円）	1 株当たり 276, 761 （注） 2
新株予約権の行使期間	平成16年 2 月 1 日～平成23年12月31日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行 価格及び資本組入額（円）	発行価格 276, 761 資本組入額 138, 381
新株予約権の行使の条件	被付与者が取締役又は使用人の地位を失った場合は原則として 権利行使不能。その他、細目については当社と付与対象者との間 で締結する「新株引受権付与契約」に定める。
新株予約権の譲渡に関する事項	権利の譲渡及び担保権の設定の禁止
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

株主総会の特別決議日（平成14年 3 月29日）	
	第 1 四半期会計期間末現在 （平成23年 3 月31日）
新株予約権の数（個）	—
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数（株）	124 （注） 1
新株予約権の行使時の払込金額（円）	1 株当たり 276, 761 （注） 2
新株予約権の行使期間	平成16年 3 月30日～平成23年12月31日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行 価格及び資本組入額（円）	発行価格 276, 761 資本組入額 138, 381
新株予約権の行使の条件	被付与者が使用人の地位を失った場合は原則として権利行 使不能。その他、細目については当社と付与対象者との間 で締結する「新株引受権付与契約」に定める。
新株予約権の譲渡に関する事項	権利の譲渡及び担保権の設定の禁止
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

② 平成13年改正旧商法第280条ノ20及び第280条ノ21の規定に基づく特別決議による新株予約権

株主総会の特別決議日（平成14年6月21日）	
	第1四半期会計期間末現在 （平成23年3月31日）
新株予約権の数（個）	211（注）3
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数（株）	211（注）4
新株予約権の行使時の払込金額（円）	1株当たり276,761（注）5
新株予約権の行使期間	平成16年6月22日～平成23年12月31日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 276,761 資本組入額 138,381
新株予約権の行使の条件	被付与者が取締役又は使用人の地位を失った場合は原則として権利行使不能。その他、細目については当社と付与対象者との間で締結する「新株予約権付与契約」に定める。
新株予約権の譲渡に関する事項	権利の譲渡及び担保権の設定の禁止
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

株主総会の特別決議日（平成15年3月27日）	
	第1四半期会計期間末現在 （平成23年3月31日）
新株予約権の数（個）	700（注）3
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数（株）	700（注）6
新株予約権の行使時の払込金額（円）	1株当たり891,785（注）7, 8
新株予約権の行使期間	平成17年4月1日～平成24年12月31日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 891,785 資本組入額 445,893
新株予約権の行使の条件	被付与者が取締役又は使用人の地位を失った場合は原則として権利行使不能。その他、細目については当社と付与対象者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定める。
新株予約権の譲渡に関する事項	権利の譲渡及び担保権の設定の禁止
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

株主総会の特別決議日（平成16年3月30日）	
	第1四半期会計期間末現在 （平成23年3月31日）
新株予約権の数（個）	270（注）3
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数（株）	270（注）6
新株予約権の行使時の払込金額（円）	1株当たり671,779（注）7, 8
新株予約権の行使期間	平成18年4月1日～平成25年12月31日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 671,779 資本組入額 335,890
新株予約権の行使の条件	被付与者が取締役又は使用人の地位を失った場合は原則として権利行使不能。その他、細目については当社と付与対象者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定める。
新株予約権の譲渡に関する事項	権利の譲渡及び担保権の設定の禁止
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

株主総会の特別決議日（平成17年3月30日）	
	第1四半期会計期間末現在 （平成23年3月31日）
新株予約権の数（個）	440（注）3
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数（株）	440（注）6
新株予約権の行使時の払込金額（円）	1株当たり807,975（注）7, 8
新株予約権の行使期間	平成19年4月1日～平成26年12月31日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 807,975 資本組入額 403,988
新株予約権の行使の条件	被付与者が取締役又は使用人の地位を失った場合は原則として権利行使不能。その他、細目については当社と付与対象者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定める。
新株予約権の譲渡に関する事項	権利の譲渡及び担保権の設定の禁止
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

株主総会の特別決議日（平成18年3月30日）	
	第1四半期会計期間末現在 （平成23年3月31日）
新株予約権の数（個）	790（注）3
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数（株）	① 690 ② 100（注）6
新株予約権の行使時の払込金額（円）	① 1株当たり762,396 ② 1株当たり583,000（注）7, 8
新株予約権の行使期間	① 平成20年4月1日～平成27年12月31日 ② 平成20年12月26日～平成27年12月31日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	① 発行価格 762,396 資本組入額 381,198 ② 発行価格 583,000 資本組入額 291,500
新株予約権の行使の条件	被付与者が取締役又は使用人の地位を失った場合は原則として権利行使不能。その他、細目については当社と付与対象者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定める。
新株予約権の譲渡に関する事項	権利の譲渡及び担保権の設定の禁止
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

③ 会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づく特別決議による新株予約権

株主総会の特別決議日（平成19年3月30日）	
	第1四半期会計期間末現在 （平成23年3月31日）
新株予約権の数（個）	405（注）3
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数（株）	① 115 ② 290（注）6
新株予約権の行使時の払込金額（円）	① 1株当たり636,195 ② 1株当たり651,000（注）7, 8
新株予約権の行使期間	① 平成21年5月9日～平成28年12月31日 ② 平成21年12月5日～平成28年12月31日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	① 発行価格 636,195 資本組入額 318,098 ② 発行価格 651,000 資本組入額 325,500
新株予約権の行使の条件	被付与者が取締役又は使用人の地位を失った場合は原則として権利行使不能。その他、細目については当社と付与対象者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定める。
新株予約権の譲渡に関する事項	権利の譲渡及び担保権の設定の禁止
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注）9
新株予約権の取得条項に関する事項	（注）10

株主総会の特別決議日（平成20年3月28日）	
	第1四半期会計期間末現在 （平成23年3月31日）
新株予約権の数（個）	565（注）3
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数（株）	① 350 ② 215（注）6
新株予約権の行使時の払込金額（円）	① 1株当たり428,551 ② 1株当たり158,810（注）7, 8
新株予約権の行使期間	① 平成22年5月13日～平成29年12月31日 ② 平成23年2月13日～平成29年12月31日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	① 発行価格 428,551 資本組入額 214,276 ② 発行価格 158,810 資本組入額 79,405
新株予約権の行使の条件	被付与者が取締役又は使用人の地位を失った場合は原則として権利行使不能。その他、細目については当社と付与対象者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定める。
新株予約権の譲渡に関する事項	権利の譲渡及び担保権の設定の禁止
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注）9
新株予約権の取得条項に関する事項	（注）10

株主総会の特別決議日（平成21年3月27日）	
	第1四半期会計期間末現在 （平成23年3月31日）
新株予約権の数（個）	90（注）3
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数（株）	90（注）6
新株予約権の行使時の払込金額（円）	1株当たり177,145（注）7, 8
新株予約権の行使期間	平成23年9月7日～平成30年12月31日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 177,145 資本組入額 88,573
新株予約権の行使の条件	被付与者が取締役又は使用人の地位を失った場合は原則として権利行使不能。その他、細目については当社と付与対象者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定める。
新株予約権の譲渡に関する事項	権利の譲渡及び担保権の設定の禁止
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注）9
新株予約権の取得条項に関する事項	（注）10

株主総会の特別決議日（平成22年3月30日）	
	第1四半期会計期間末現在 （平成23年3月31日）
新株予約権の数（個）	250（注）3
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数（株）	① 90 ② 160（注）6
新株予約権の行使時の払込金額（円）	① 1株当たり154,473 ② 1株当たり117,794（注）7, 8
新株予約権の行使期間	① 平成24年6月7日～平成31年12月31日 ② 平成25年2月10日～平成31年12月31日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	① 発行価格 154,473 資本組入額 77,237 ② 発行価格 117,794 資本組入額 58,897
新株予約権の行使の条件	被付与者が取締役又は使用人の地位を失った場合は原則として権利行使不能。その他、細目については当社と付与対象者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定める。
新株予約権の譲渡に関する事項	権利の譲渡及び担保権の設定の禁止
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注）9
新株予約権の取得条項に関する事項	（注）10

（注）1 株式数は、当社が株式分割等により、発行価額を下回る払込価額で新株を発行する時は次の計算式により調整されます。

$$\text{調整後新株数} = \frac{\text{調整前株数} \times \text{調整前発行価額}}{\text{調整後発行価額}}$$

2 発行価額は、当社が株式分割等によりこの発行価額を下回る価額による新株の発行が行われる場合は、次の算式（コンバージョン・プライス方式）により調整されます。

$$\text{調整後発行価額} = \frac{\text{既発行株式数} \times \text{調整前発行価額} + \text{新発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行株式数}}$$

3 新株予約権1個につき目的となる株式の数は、1株であります。

4 株式数は、当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、次の計算式により調整されます。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割又は併合の比率}$$

5 払込価額は、当社が株式分割等によりこの払込価額を下回る価額による新株の発行が行われる場合は、次の算式（コンバージョン・プライス方式）により調整されます。

$$\text{調整後払込価額} = \frac{\text{既発行株式数} \times \text{調整前払込価額} + \text{新発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行株式数}}$$

6 当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により目的たる株式の数を調整します。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的たる株式の数ののみについて行い、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てます。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割（併合）の比率}$$

- 7 払込価額は、新株予約権の発行後、時価を下回る価額で新株の発行を行う場合又は時価を下回る価額での自己株式の処分を行う場合（時価発行として行う公募増資の場合、新株予約権並びに平成14年4月1日改正前商法第280条ノ19及び新事業創出促進法第11条の5に基づく新株引受権の行使の場合を除く）（以下、両者あわせて「新規発行（処分）」という）は、次の算式により調整されます。なお、算式中「既発行株式数」には、新規発行（処分）の前において当社が所有する自己株式数は含まれません。

$$\text{調整後払込価額} = \text{調整前払込価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行（処分）株式数} \times 1 \text{株当たりの払込金額}}{\text{新規発行（処分）前の1株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行（処分）株式数}}$$

- 8 新株予約権の発行日以降に当社が株式分割又は株式併合を行う場合、それぞれの効力発生の時をもって次の算式により払込価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後払込価額} = \text{調整前払込価額} \times \frac{1}{\text{分割（併合）の比率}}$$

- 9 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとします。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとします。但し、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとします。

- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとします。

- (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とします。

- (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記6に準じて決定いたします。

- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、上記7、8で定められる払込価額を組織再編行為の条件等を勘案のうえ調整して得られる再編後払込金額に(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とします。

- (5) 新株予約権を行使することができる期間

上記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとします。

- (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

- ① 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第40条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとします。

- ② 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、本号①記載の資本金等増加限度額から①に定める増加する資本金の額を減じた額とします。

- (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとします。

- (8) 新株予約権の取得条項

(注) 10に準じて決定する。

10 下記に掲げる議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議がなされた場合）は、取締役会が別途定める日に、当社は無償で新株予約権を取得することができるものとします。

- (1) 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案
- (2) 当社が分割会社となる分割契約又は分割計画承認の議案
- (3) 当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画承認の議案
- (4) 当社が発行する全部の株式を内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
- (5) 新株予約権の目的である株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要すること又は当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

なお、新株予約権者が権利行使の条件を満たさずに新株予約権の全部又は一部を行使できなくなった場合には、取締役会の決議をもって当該新株予約権者の有する新株予約権を無償で取得することができるものとします。

また、新株予約権者がその有する新株予約権の全部又は一部について権利放棄を行った場合には、取締役会の決議をもって当該権利放棄された新株予約権についても、無償で取得することができるものとします。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式総 数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金増 減額 (千円)	資本準備金残 高 (千円)
平成23年2月15日 (注) 1	2,637	120,868	149,997	9,616,616	149,995	7,927,356
平成23年1月1日～ 平成23年3月31日 (注) 2	1,050	121,918	26,250	9,642,866	26,250	7,953,606

(注) 1 第三者割当

発行価格 113,763円
資本組入額 56,882円
割当先 塩野義製薬株式会社

2 新株引受権の権利行使

(6) 【大株主の状況】

当第1四半期会計期間において、大株主の異動は把握しておりません。

(7) 【議決権の状況】

当第1四半期会計期間末日現在の議決権の状況については、株主名簿の記載内容が確認できず、記載することができませんので、直前の基準日である平成22年12月31日の株主名簿により記載しております。

① 【発行済株式】

平成23年3月31日現在

区分	株式数 (株)	議決権の数 (個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式 (自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式 (その他)	—	—	—
完全議決権株式 (自己株式等)	—	—	—
完全議決権株式 (その他)	普通株式 121,918	121,918	—
単元未満株式	—	—	—
発行済株式総数	121,918	—	—
総株主の議決権	—	121,918	—

② 【自己株式等】

平成23年3月31日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合 (%)
—	—	—	—	—	—
計	—	—	—	—	—

2 【株価の推移】

【当該四半期累計期間における月別最高・最低株価】

月別	平成23年1月	2月	3月
最高 (円)	121,800	112,000	115,200
最低 (円)	101,100	100,000	63,800

(注) 最高・最低株価は、東京証券取引所 (マザーズ) における株価を記載しております。

3 【役員状況】

前事業年度の有価証券報告書提出日後、当四半期報告書提出日までの役員の異動はありません。

第5【経理の状況】

1 四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号。以下「四半期連結財務諸表規則」という。）に基づいて作成しております。

なお、前第1四半期連結会計期間（平成22年1月1日から平成22年3月31日まで）及び前第1四半期連結累計期間（平成22年1月1日から平成22年3月31日まで）は、改正前の四半期連結財務諸表規則に基づき、当第1四半期連結会計期間（平成23年1月1日から平成23年3月31日まで）及び当第1四半期連結累計期間（平成23年1月1日から平成23年3月31日まで）については改正後の四半期連結財務諸表規則に基づき作成しております。

2 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前第1四半期連結会計期間（平成22年1月1日から平成22年3月31日まで）及び前第1四半期連結累計期間（平成22年1月1日から平成22年3月31日まで）に係る四半期連結財務諸表並びに当第1四半期連結会計期間（平成23年1月1日から平成23年3月31日まで）及び当第1四半期連結累計期間（平成23年1月1日から平成23年3月31日まで）に係る四半期連結財務諸表について、有限責任監査法人トーマツにより四半期レビューを受けております。

1 【四半期連結財務諸表】
 (1) 【四半期連結貸借対照表】

(単位：千円)

	当第1四半期連結会計期間末 (平成23年3月31日)	前連結会計年度末に係る 要約連結貸借対照表 (平成22年12月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	2,110,552	2,152,335
売掛金	66,437	78,466
有価証券	899,690	900,235
商品	155,712	60,283
仕掛品	752	—
原材料及び貯蔵品	536,673	575,333
前渡金	256,619	306,244
前払費用	22,934	25,129
立替金	1,680	1,656
その他	51,120	43,136
流動資産合計	4,102,174	4,142,821
固定資産		
有形固定資産		
建物	70,729	55,908
減価償却累計額	△54,786	△44,098
建物（純額）	15,942	11,809
機械及び装置	52,624	52,624
減価償却累計額	△51,766	△51,644
機械及び装置（純額）	857	979
工具、器具及び備品	452,319	433,030
減価償却累計額	△382,381	△373,969
工具、器具及び備品（純額）	69,937	59,060
有形固定資産合計	86,738	71,850
無形固定資産		
特許権	139,177	150,786
その他	4,284	6,465
無形固定資産合計	143,462	157,252
投資その他の資産		
投資有価証券	698,539	521,739
敷金及び保証金	54,156	54,131
その他	53,827	56,679
投資その他の資産合計	806,523	632,551
固定資産合計	1,036,724	861,653
資産合計	5,138,898	5,004,474

(単位：千円)

	当第1四半期連結会計期間末 (平成23年3月31日)	前連結会計年度末に係る 要約連結貸借対照表 (平成22年12月31日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	154,505	98,079
未払金	59,536	75,341
未払費用	6,525	20,933
未払法人税等	10,599	25,581
前受金	430,526	487,665
預り金	8,874	8,889
流動負債合計	670,568	716,490
固定負債		
資産除去債務	16,714	—
固定負債合計	16,714	—
負債合計	687,282	716,490
純資産の部		
株主資本		
資本金	9,642,866	9,466,618
資本剰余金	7,953,606	7,777,361
利益剰余金	△13,499,195	△13,125,304
株主資本合計	4,097,276	4,118,675
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	245,055	68,357
為替換算調整勘定	△43,715	△46,583
評価・換算差額等合計	201,340	21,773
新株予約権	152,998	147,535
純資産合計	4,451,615	4,287,984
負債純資産合計	5,138,898	5,004,474

(2) 【四半期連結損益計算書】
【第1四半期連結累計期間】

(単位：千円)

	前第1四半期連結累計期間 (自平成22年1月1日 至平成22年3月31日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成23年1月1日 至平成23年3月31日)
事業収益		
商品売上高	※1 34,394	※1 34,868
研究開発事業収益	40,691	35,721
事業収益	75,085	70,590
事業費用		
売上原価	※1 16,167	※1 15,684
研究開発費	※2 377,673	※2 494,696
販売費及び一般管理費	※3 188,916	※3 190,079
事業費用	582,756	700,460
営業損失(△)	△507,671	△629,870
営業外収益		
受取利息	3,285	1,167
有価証券売却益	—	188
補助金収入	73,177	276,664
雑収入	2,620	85
営業外収益合計	79,083	278,107
営業外費用		
株式交付費	—	1,857
為替差損	4,103	2,417
雑損失	—	0
営業外費用合計	4,103	4,275
経常損失(△)	△432,691	△356,038
特別利益		
固定資産売却益	※4 —	※4 68
特別利益合計	—	68
特別損失		
固定資産除却損	※5 9,107	※5 3,268
資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額	—	11,839
特別損失合計	9,107	15,107
税金等調整前四半期純損失(△)	△441,798	△371,077
法人税、住民税及び事業税	2,466	2,813
法人税等合計	2,466	2,813
少数株主損益調整前四半期純損失(△)	—	△373,891
四半期純損失(△)	△444,265	△373,891

(3) 【四半期連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前第1四半期連結累計期間 (自平成22年1月1日 至平成22年3月31日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成23年1月1日 至平成23年3月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前四半期純損失 (△)	△441,798	△371,077
減価償却費	25,532	26,696
資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額	—	11,839
受取利息	△3,285	△1,167
為替差損益 (△は益)	△756	△2,492
固定資産売却損益 (△は益)	—	△68
固定資産除却損	9,107	3,268
有価証券売却損益 (△は益)	—	△188
株式交付費	—	1,857
株式報酬費用	11,687	5,463
売上債権の増減額 (△は増加)	△3,400	12,029
たな卸資産の増減額 (△は増加)	△65,766	△57,522
仕入債務の増減額 (△は減少)	113,181	56,426
前渡金の増減額 (△は増加)	△9,345	49,625
未払金の増減額 (△は減少)	△3,993	△17,272
前受金の増減額 (△は減少)	18,475	△54,861
その他の流動資産の増減額 (△は増加)	17,639	△4,028
その他の流動負債の増減額 (△は減少)	△15,857	△23,600
その他の固定負債の増減額 (△は減少)	—	65
小計	△348,580	△365,009
利息の受取額	4,719	524
法人税等の支払額	△5,654	△9,492
営業活動によるキャッシュ・フロー	△349,515	△373,976
投資活動によるキャッシュ・フロー		
定期預金の払戻による収入	500,000	—
有価証券の取得による支出	△302,027	△99,900
有価証券の償還による収入	800,000	—
有価証券の売却による収入	—	100,100
有形固定資産の取得による支出	△810	△19,979
有形固定資産の売却による収入	19	100
無形固定資産の取得による支出	△4,338	△3,127
投資有価証券の取得による支出	△14,000	—
長期前払費用の取得による支出	—	△205
その他	—	175
投資活動によるキャッシュ・フロー	978,843	△22,838
財務活動によるキャッシュ・フロー		
株式の発行による収入	—	351,859
財務活動によるキャッシュ・フロー	—	351,859
現金及び現金同等物に係る換算差額	1,292	3,172

(単位：千円)

	前第1四半期連結累計期間 (自 平成22年1月1日 至 平成22年3月31日)	当第1四半期連結累計期間 (自 平成23年1月1日 至 平成23年3月31日)
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	630,619	△41,782
現金及び現金同等物の期首残高	3,049,098	2,152,335
現金及び現金同等物の四半期末残高	* 3,679,718	* 2,110,552

【継続企業の前提に関する事項】

当第1四半期連結会計期間（自 平成23年1月1日 至 平成23年3月31日）
該当事項はありません。

【四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更】

	当第1四半期連結会計期間 (自 平成23年1月1日 至 平成23年3月31日)
会計処理基準に関する事項の変更	資産除去債務に関する会計基準の適用 当第1四半期連結会計期間より、「資産除去債務に関する会計基準」（企業会計基準第18号 平成20年3月31日）及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第21号 平成20年3月31日）を適用しております。 これにより、営業損失及び経常損失はそれぞれ236千円、税金等調整前四半期純損失は12,076千円増加しております。また、当会計基準等の適用開始による資産除去債務の変動額は16,648千円であります。

【表示方法の変更】

	当第1四半期連結会計期間 (自 平成23年1月1日 至 平成23年3月31日)
(四半期連結損益計算書)	「連結財務諸表に関する会計基準」（企業会計基準第22号 平成20年12月26日）に基づく「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令」（平成21年3月24日 内閣府令第5号）の適用により、当第1四半期連結累計期間では、「少数株主損益調整前四半期純損失」の科目で表示しております。

【簡便な会計処理】

	当第1四半期連結会計期間 (自 平成23年1月1日 至 平成23年3月31日)
棚卸資産の評価方法	当第1四半期連結会計期間末の棚卸高の算出に関しては、実地棚卸を省略し、前連結会計年度末の実地棚卸高を基礎として合理的な方法により算定する方法によっております。

【四半期連結財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理】

当第1四半期連結会計期間（自 平成23年1月1日 至 平成23年3月31日）
該当事項はありません。

【注記事項】

(四半期連結貸借対照表関係)

当第1四半期連結会計期間末 (平成23年3月31日)	前連結会計年度末 (平成22年12月31日)
1 運転資金の効率的な調達を行うため主要取引金融機関と当座貸越契約を締結しております。 当座貸越契約の総額 1,300,000千円 当第1四半期連結会計期間末残高 -千円	1 運転資金の効率的な調達を行うため主要取引金融機関と当座貸越契約を締結しております。 当座貸越契約の総額 1,900,000千円 当連結会計年度末残高 -千円

(四半期連結損益計算書関係)

前第1四半期連結累計期間 (自平成22年1月1日 至平成22年3月31日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成23年1月1日 至平成23年3月31日)
※1 商品売上高から売上原価を差し引いた売上総利益は、18,227千円であります。	※1 商品売上高から売上原価を差し引いた売上総利益は、19,184千円であります。
※2 研究開発費の主要な費目及び金額は次のとおりであります。 給与手当 107,890千円 外注費 86,994 消耗品費 38,517 減価償却費 20,156	※2 研究開発費の主要な費目及び金額は次のとおりであります。 給与手当 94,012千円 外注費 212,429 減価償却費 19,794 棚卸評価損 35,120
※3 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。 役員報酬 30,481千円 給与手当 55,239 支払手数料 25,507 減価償却費 2,164	※3 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。 役員報酬 30,689千円 給与手当 53,321 支払手数料 28,218 減価償却費 3,844
※4 _____	※4 固定資産売却益の内訳は次のとおりであります。 工具器具備品 68千円 計 68
※5 固定資産除却損の内訳は次のとおりであります。 工具器具備品 17千円 特許権 9,090 計 9,107	※5 固定資産除却損の内訳は次のとおりであります。 特許権 3,268千円 計 3,268

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

前第1四半期連結累計期間 (自平成22年1月1日 至平成22年3月31日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成23年1月1日 至平成23年3月31日)
※ 現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 現金及び預金 3,179,738千円 有価証券 1,500,992 計 4,680,731千円 MMF及びCP以外の有価証券 △1,001,012 現金及び現金同等物 3,679,718千円	※ 現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 現金及び預金 2,110,552千円 有価証券 899,690 計 3,010,242千円 MMF及びCP以外の有価証券 △899,690 現金及び現金同等物 2,110,552千円

(株主資本等関係)

当第1四半期連結会計期間末(平成23年3月31日)及び当第1四半期連結累計期間(自平成23年1月1日至平成23年3月31日)

1 発行済株式の種類及び総数

株式の種類	当第1四半期連結会計期間末
普通株式(株)	121,918

2 自己株式の種類及び株式数

該当事項はありません。

3 新株予約権等に関する事項

ストック・オプションとしての新株予約権

会社名	目的となる株式の種類	目的となる株式の数(株)	当第1四半期連結会計期間末残高(千円)
提出会社	—	—	152,998

(注) スtock・オプションとしての新株予約権のうち、一部については権利行使期間の初日が到来しておりません。

4 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

該当事項はありません。

(2) 基準日が当連結会計年度の開始の日から当四半期連結会計期間末までに属する配当のうち、配当の効力発生日が当四半期連結会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

5 株主資本の著しい変動に関する事項

当第1四半期連結累計期間(自平成23年1月1日至平成23年3月31日)

	株主資本			
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	株主資本合計
平成22年12月31日残高(千円)	9,466,618	7,777,361	△13,125,304	4,118,675
四半期連結会計期間中の変動額				
新株の発行(第三者割当増資及び新株予約権の行使)	176,247	176,245		352,493
四半期純損失			△373,891	△373,891
四半期連結会計期間中の変動額合計(千円)	176,247	176,245	△373,891	△21,398
平成23年3月31日残高(千円)	9,642,866	7,953,606	△13,499,195	4,097,276

(セグメント情報等)

【事業の種類別セグメント情報】

前第1四半期連結累計期間(自平成22年1月1日至平成22年3月31日)

当第1四半期連結累計期間において、医薬事業の事業収益、営業利益の金額は全セグメントの事業収益の合計額、営業利益の合計額の90%を超えているため、事業の種類別セグメント情報の記載を省略しております。

【所在地別セグメント情報】

前第1四半期連結累計期間(自平成22年1月1日至平成22年3月31日)

	日本 (千円)	北米 (千円)	欧州 (千円)	計 (千円)	消去又は全社 (千円)	連結 (千円)
事業収益及び営業損益						
(1) 外部顧客に対する事業収益	75,085	—	—	75,085	—	75,085
(2) セグメント間の内部事業収益又は振替高	—	59,395	1,596	60,992	(60,992)	—
計	75,085	59,395	1,596	136,077	(60,992)	75,085
営業利益又は営業損失(△)	△510,352	2,593	87	△507,671	—	△507,671

(注) 1 国又は地域は、地理的近接度により区分しております。

2 本邦以外の区分に属する国又は地域の内訳は次のとおりであります。

(1) 北米……米国

(2) 欧州……英国

【海外売上高】

前第1四半期連結累計期間(自平成22年1月1日至平成22年3月31日)

海外売上高がないため、該当事項はありません。

【セグメント情報】

(追加情報)

当第1四半期連結会計期間より「セグメント情報等の開示に関する会計基準」(企業会計基準第17号平成21年3月27日)及び「セグメント情報等の開示に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第20号平成20年3月21日)を適用しております。

当第1四半期連結累計期間(自平成23年1月1日至平成23年3月31日)

当社及び連結子会社は「医薬品事業」並びにこれらに関連する事業内容となっており、事業区分が単一セグメントのため、記載を省略しております。

(金融商品関係)

金融商品の四半期連結貸借対照表計上額その他の金額は、前連結会計年度の末日と比較して著しい変動が認められません。

(有価証券関係)

有価証券の四半期連結貸借対照表計上額その他の金額は、前連結会計年度の末日と比較して著しい変動がありません。

(デリバティブ取引関係)

当社グループはデリバティブ取引を行っていないため、該当事項はありません。

(ストック・オプション等関係)

当第1四半期連結会計期間(自平成23年1月1日至平成23年3月31日)

1 費用計上額及び科目名

研究開発費の株式報酬費用	3,359千円
販売費及び一般管理費の株式報酬費用	2,103千円

2 当第1四半期連結会計期間に付与したストック・オプションの内容

会社名	提出会社
付与対象者の区分及び人数(名)	当社使用人 5
株式の種類別ストック・オプション付与数(株)	普通株式 160
付与日	平成23年2月10日
権利確定条件	被付与者が取締役又は使用人の地位を失った場合は原則として権利行使をすることができません。
対象勤務期間	平成23年2月10日～平成25年2月9日
権利行使期間	平成25年2月10日～平成31年12月31日
権利行使価格(円)	117,794
付与日における公正な評価単価(円)	52,915

(企業結合等関係)

該当事項はありません。

(資産除去債務関係)

該当事項はありません。

(1 株当たり情報)

1 1株当たり純資産額

当第1四半期連結会計期間末 (平成23年3月31日)	前連結会計年度末 (平成22年12月31日)
35,258円26銭	35,019円99銭

(注) 1株当たり純資産額の算定上の基礎

	当第1四半期連結会計期間末 (平成23年3月31日)	前連結会計年度末 (平成22年12月31日)
純資産の部の合計額(千円)	4,451,615	4,287,984
純資産の部の合計額から控除する金額 (千円)	152,998	147,535
(うち新株予約権)	(152,998)	(147,535)
普通株式に係る期末の純資産額 (千円)	4,298,616	4,140,449
期末の普通株式の数(株)	121,918	118,231

2 1株当たり四半期純損失

前第1四半期連結累計期間 (自平成22年1月1日 至平成22年3月31日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成23年1月1日 至平成23年3月31日)
1株当たり四半期純損失 3,765円25銭 なお、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、ストック・オプション制度導入に伴う新株引受権及び新株予約権残高がありますが、1株当たり四半期純損失が計上されているため記載しておりません。	1株当たり四半期純損失 3,121円51銭 なお、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、ストック・オプション制度導入に伴う新株引受権及び新株予約権残高がありますが、1株当たり四半期純損失が計上されているため記載しておりません。

(注) 1株当たり四半期純損失の算定上の基礎

	前第1四半期連結累計期間 (自平成22年1月1日 至平成22年3月31日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成23年1月1日 至平成23年3月31日)
四半期純損失(千円)	444,265	373,891
普通株主に帰属しない金額(千円)	—	—
普通株式に係る四半期純損失(千円)	444,265	373,891
普通株式の期中平均株式数(株)	117,991	119,779
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益の算定に含めなかった潜在株式の概要	旧商法第280条ノ19及び新事業創出促進法第11条の5に基づく特別決議による新株引受権(新株引受権の目的となる株式の数3,377株)及び新株予約権(新株予約権の数3,901個)	旧商法第280条ノ19及び新事業創出促進法第11条の5に基づく特別決議による新株引受権(新株引受権の目的となる株式の数2,050株)及び新株予約権(新株予約権の数3,721個)

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

(リース取引関係)

該当事項はありません。

2 【その他】

該当事項はありません。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成22年4月27日

アンジェスMG株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 片岡 久依 (印)

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 勢志 元 (印)

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられているアンジェスMG株式会社の平成22年1月1日から平成22年12月31日までの連結会計年度の第1四半期連結会計期間（平成22年1月1日から平成22年3月31日まで）及び第1四半期連結累計期間（平成22年1月1日から平成22年3月31日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析の手續その他の四半期レビュー手續により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手續により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、アンジェスMG株式会社及び連結子会社の平成22年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第1四半期連結累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

-
- (注) 1 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。
- 2 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成23年5月2日

アンジェスMG株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員 公認会計士 水 上 亮 比 呂 (印)
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 勢 志 元 (印)
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられているアンジェスMG株式会社の平成23年1月1日から平成23年12月31日までの連結会計年度の第1四半期連結会計期間（平成23年1月1日から平成23年3月31日まで）及び第1四半期連結累計期間（平成23年1月1日から平成23年3月31日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析の手續その他の四半期レビュー手續により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手續により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、アンジェスMG株式会社及び連結子会社の平成23年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第1四半期連結累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。
- 2 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。